

健康保険外の料金について

① 初診時の特別の料金

[対象となる方]

紹介状（他の病院または診療所からの診療情報提供書）をお持ちでない方で、厚生労働大臣の通知する「緊急やむを得ない場合」に該当しない方

② 180日超過の入院

[対象となる方]

難病や厚生労働大臣の定める重症に該当せず、
180日 を 超えて入院 している方

※再入院の場合は前回入院と継続通算される場合があります

上記に該当する方につきましては、療養担当規則に基づく厚生労働大臣の定める基準に該当するものとして、
別に掲げる特別の料金を徴収いたします。